

平成 27 年 4 月 1 日から施行されます！

参加  
無料

# 改正パートタイム労働法、 改正次世代育成支援対策推進法等説明会

平成 27 年 4 月より、改正パートタイム労働法、改正次世代育成支援対策推進法が施行されます。  
改正パートタイム労働法では、パートタイム労働者を雇入れる際に明示する必要がある事項が追加、パートタイム労働者からの相談を受けるための体制整備等が新たに事業主に義務付けられます。  
次世代育成支援対策推進法の改正では、法の有効期限が延長され、労働者数が 101 人以上の企業については引き続き一般事業主行動計画の策定・届出が必要となります。  
改正法の内容について下記のとおり説明会を開催しますので、是非御参加ください。

## 日時・会場

### 【阿波池田会場】

日時:平成26年12月10日(水)13:30~15:30 (定員50名)  
会場:池田総合体育館第1・2会議室(三好市池田町マチ 2551-1)

### 【阿南会場】

日時:平成26年12月15日(月)13:30~15:30 (定員30名)  
会場:阿南労働総合庁舎2階会議室(阿南市領家町本荘ヶ内120-6)  
※車は、庁舎裏の市立図書館の駐車場に駐車ください。

### 【徳島会場】(1/22は満席となりましたので下記のとおり追加開催します)

日時:平成27年1月30日(金)13:30~15:30 (定員40名)  
会場:徳島地方合同庁舎6階会議室(徳島市徳島町城内6番地6)

## 説明内容

- ① 改正パートタイム労働法について
- ② 改正次世代育成支援対策推進法について
- ③ 両立支援等助成金について
- ④ 個別相談会

主催

徳島労働局

申込み

下記あて Fax 又はお電話でお申込みください(先着順)

## ◆◆ 参加申込書 ◆◆

送信先：徳島労働局雇用均等室あて（FAX 088-652-2751）

| 参加会場<br>(○をつけて<br>ください) | 阿波池田 (12/10)       | 阿南 (12/15) | 徳島 <del>(1/22)</del> <b>(1/30)</b><br><small>1/22は満席となりました</small> |
|-------------------------|--------------------|------------|--|
| 事業所名                    | 連絡先 ( ) 企業規模 ( ) 人 |            |  |
| 参加者                     | 氏 名                |            | 役 職  |
|                         |                    |            |  |
|                         |                    |            |  |

※御記入いただきました事業所名、氏名等の個人情報は、当説明会の目的の範囲内で利用いたします。

問合せ  
&  
申込先

徳島労働局雇用均等室 徳島市徳島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎 4 階  
Tel : 088(652)2718 Fax : 088(652)2751



# パートタイム労働法の改正ポイント



## 1 パートタイム労働者の公正な待遇の確保

### ■正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大

□有期労働契約を締結しているパートタイム労働者でも、職務の内容、人材活用の仕組みが正社員と同じ場合には、正社員との差別的取扱いが禁止されます。

### ■「短時間労働者の待遇の原則」の新設

□パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする、広く全てのパートタイム労働者を対象とした待遇の原則の規定が新設されます。

### ■職務の内容に密接に関連して支払われる通勤手当は均衡確保の努力義務の対象に

□「通勤手当」という名称であっても、距離や実際にかかっている経費に関係なく一律の金額を支払っている場合のような、職務の内容に密接に関連して支払われているものは、正社員との均衡を考慮しつつ、パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力、経験などを勘案して決定するよう努める必要があります。

## 2 パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

### ■パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設

□パートタイム労働者を雇い入れたときは、実施する雇用管理の改善措置の内容を事業主が説明しなければなりません。

### ■説明を求めたことによる不利益取扱いの禁止

### ■パートタイム労働者からの相談に対応するための体制整備の義務の新設

□パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければなりません(例:相談担当者を決めて対応させる、事業主自身が相談担当者となり対応する等)。

### ■相談窓口の周知

□パートタイム労働者を雇入れたときに、事業主が文書の交付等により明示しなければならない事項に、「相談窓口」が追加されます。

## 3 パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設

### ■厚生労働大臣の勧告に従わない事業主の公表制度の新設

### ■虚偽の報告などをした事業主に対する過料の新設



# 次世代育成支援対策推進法の改正ポイント



## 1 法律の有効期限の延長

法律の有効期限が平成 37 年 3 月 31 日まで 10 年間延長されました

## 2 新たな認定制度の創設

くるみん認定を受けた企業のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する新たな認定(特例認定)制度が創設されます。

## 3 現行の認定基準の変更

